

助成金の利用開始日が2012年10月1日以降 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件が変更

2008年のリーマンショック以降、景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業・教育訓練）または出向を行った事業主に対し、失業予防を目的とし、休業手当相当額および賃金負担額等の一部を会社が納めた雇用保険財源から支給されてきました。

経済状況が好転し始めたことにより見直され、次のとおり支給要件が変更になります。

《 変更される要件の概要 》

1. 生産量要件

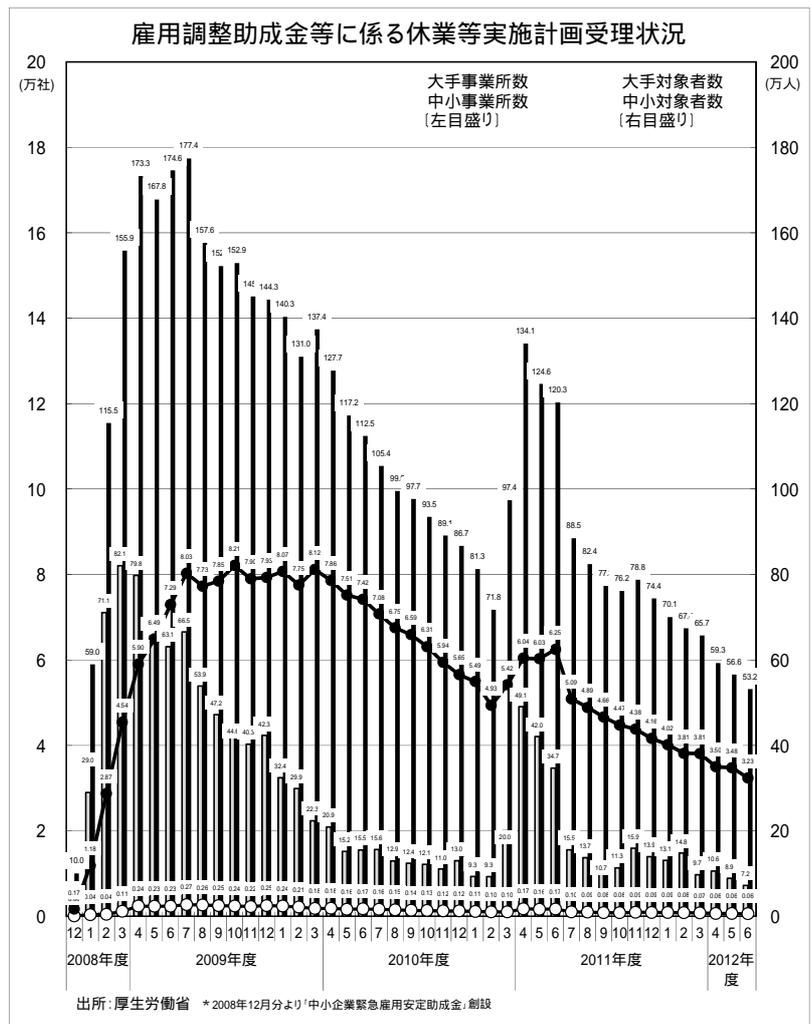
「最近3カ月の生産量または売上高が、その直前の3カ月または前年同期と比べ、5%以上減少」を、「最近3カ月の生産量又は売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少」となります。また、中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であれば、5%未満の減少でも助成対象としていましたが、この要件が撤廃されます。

2. 支給限度日数

「3年間で300日」を、「1年間で100日」に、2013年10月1日から「1年間で100日・3年間で150日」になります。

3. 教育訓練費（事業所内訓練）

「雇用調整助成金の場合2,000円、中小企業緊急雇用安定助成金3,000円」を、「雇用調整助成金の場合1,000円、中小企業緊急雇用安定助成金1,500円」となります。



岩手、宮城、福島県の事業主は、6カ月遅れで実施